

省エネ再エネ高度化投資促進税制に係るバイオマス利用装置仕様等確認制度の実施要領

1 本要領の適用

この要領は、設備ユーザーが、自ら取得又は製作若しくは建設したバイオマス利用装置について、当該装置の仕様等を確認する場合に適用する。

2 定義

(1) この要領において「バイオマス利用装置」とは、平成 30 年 3 月 31 日経済産業省告示第 69 号別表のうち、番号 3 の一号「木質バイオマス発電設備」及び二号「木質バイオマス熱供給装置」をいう。

(2) この要領において「設備ユーザー」とは、バイオマス利用装置を取得等し、省エネ再エネ高度化投資促進税制の適用を受けようとする者をいう。

3 確認

(1) 設備ユーザーは、確認書の申請に当たっては、事業の用に供した日以降にバイオマス利用装置仕様等確認申請書（様式 1）に必要事項を記載のうえ、所要の添付書類とともに一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会（以下「協会」という。）に提出し、その控えを保管するものとする。

(2) 設備ユーザーが使用した対象設備の要件の確認に当たっては次のとおりとする。

①木質バイオマス発電設備

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度における「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、認定事業者から発行される燃料の由来及び数量等を明確にした証明書（以下「バイオマス証明書」という。）により年間の燃料利用量を確認するものとし、年間の燃料利用量のうち、ガイドラインにおける「間伐材等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」の利用率が 80%を超えていると見込まれることに加え、以下のア、イ、ウのいずれかを満たすこととする。

ア. 当該設備の設備利用率（年間発電量（当該設備を事業の用に供した日から起算して 1 年間の発電量）の当該設備の発電出力に年間総時間数を乗じて計算した発電量に対する割合をいう。）が、80%を超えると見込まれるもの。

イ. 熱電併給の該当要件については、発電を行う際に生じた熱を発電と同時に利用すること。

ウ. 当該発電設備の設置に要した資本費に係る一キロワット当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年 6 月 18 日経済産業省令第 46 号）第五条第一項第六号の規定に基づき経済産業大臣に対して提供する発電設備の設置に要した費用に関する情報のうち資本費（設計費、設備費、工事費、接続費、その他資本に充てられた費用をいう。）の合計額を、当該発電設備の発電出力で除して得られる金額をいう。）が次の表の左欄に掲げる発電出力の区分毎に同表の右欄に掲げる金額以下であること。

発電出力	一キロワット当たりの資本費
二千キロワット未満	六十二万円
二千キロワット以上二万キロワット未満	四十一万円

②木質バイオマス熱供給装置

ガイドラインに基づき、認定事業者から発行されるバイオマス証明書により年間の燃料利用量を確認するものとし、年間の燃料利用量のうち、ガイドラインにおける「間伐材等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」の利用率が80%を超えていると見込まれることに加え、当該装置のうちボイラーの熱効率が80%を超えていることとする。

- (3) 設備ユーザーは、事業の用に供した日から1年間（以下「供用開始年」という。）及びその翌年の1年間に使用した燃料等の実績について、「バイオマス利用装置仕様等確認に係る木質バイオマス使用状況報告書兼確認書」（様式2）にて年毎に取りまとめて協会へ提出するものとし、協会より確認書が交付されるまでの間、その控えを保管するものとする。

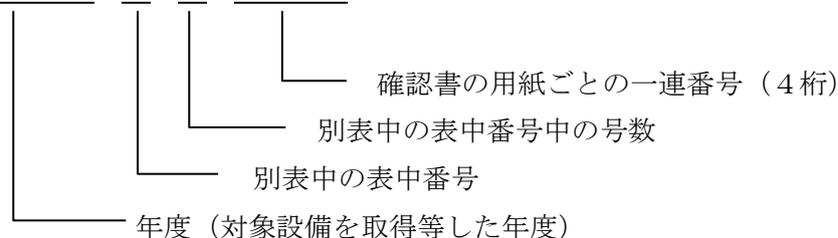
なお、使用した燃料については、納品書等（「バイオマス証明書」及びそれ以外の燃料供給者からの納品書）を書証として、燃料の由来（間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、建設資材廃棄物等の種類）ごとに数量等の使用実績について取りまとめるものとする。

- (4) 協会は、様式1により、設備ユーザーの記載する設備の概要、供用開始年における燃料の使用実績（見込み）等について、添付書類の内容をもとに当該内容が該当要件を充足することの確認を行い、整理番号等を記入した上で、確認書を設備ユーザーに送付する。

なお、整理番号は年度（毎年4月1日から翌年3月31日までとする。）の次に設備の種類を表す数字を付すものとし、次の例による。

[整理番号のつけ方]

2018-3-1-0001



- (5) 協会は、供用開始年分及び供用開始年の翌年分を取りまとめた様式2より、燃料の使用実績等について、添付書類の内容をもとに、当該内容が該当要件を充足することの確認を行い、確認書を設備ユーザーに送付する。

なお、整理番号は（4）で付した番号と同番号を付して送付するものとする。

- (6) 林野庁は、協会に対し、四半期（4月1日～6月30日、7月1日～9月30日、10月1日～12月31日、1月1日～3月31日）ごとの確認書の発行状況を、バイオマス利用装置仕様等確認書発行状況報告書（様式3）及び関係書類の写しにより報告させることができる。

- (7) 設備ユーザーは、供用開始以後5カ年分の使用した燃料について、バイオマス証明書等の納品書等を保管するとともに、燃料の月別の使用状況を年毎に取り纏めて保管しておくものとする。

(8) 協会は、確認等に当たり内容に疑義が生じた場合には、林野庁と協議の上、処理するものとする。

4 実施期日

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

以上

(参 考)

確認制度の仕組み

